「鳥取・島根広域連携協働事業」の審査基準

審査項目及び配点	審査の視点
提案事業の目的・目標	・両県の地域課題の解決を目的・目標としているか
	・その目的・目標は明確かつ妥当か
(105)	・公共性・公益性が高いか
(10点)	
両県の連敷課	・両県の連携強化、県境を越えたNPO等の連携促進につながるか
	・両県が連携することによって、単独で行うよりも高い相乗
	効果が上げられるか
(20点)	・両県の地域社会への貢献が同程度に期待されるか
協働の相乗効果	・提案団体と行政とが協働することによって、単独で行うよ
	りもより高い相乗効果が上げられるか
(20=)	
(20点)	
団体と行政の役割分担、スケジュール	・提案団体と行政の役割分担は明確かつ妥当か
	・事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か
(105)	
(10点) 提案事業の先進性・実効性	・創意工夫が凝らされ、先進性を持っているか
	・両県の官民相互の連携促進にモデル性を有しているか
	・効果的で具体性があり、実行可能なものか
(10点)	Manage County Co
, ,	相交回は立とが、東米を実施するか
団体の事業遂づ能力、予算の妥当性	・提案団体自らが、事業を実施するか ・提案団体には、事業を練り上げて遂行していく能力がある
	が
	・予算規模・内容は妥当なものであって、参加者負担金など
(10点)	の財源は適当か
地域自治力の向上、事業実施後の継続	・地域の主体的な取り組みとなり地域自治力の向上に繋がる
性	か ・提案団体は、助成終了後も事業を継続(展開)していく方
	・旋条団体は、助成終」後も事業を絶続(展開)していて) 策があるか
(10点)	2,2,3,5,5,6,7
プレゼンテーション	・プレゼンテーションにおいて、事業を的確に熱意を持って
	説明したか
(10点)	
A+1 F(4 8 8 F)	
合計点(100点)	